

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：須恵町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.5%
全職員	84.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	101.2%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	92.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.0%
31～35年	95.5%
26～30年	91.4%
21～25年	93.8%
16～20年	91.6%
11～15年	92.0%
6～10年	94.1%
1～5年	90.0%

【説明欄】

- ・男女両方若しくはどちらか一方に該当者が存在しない場合は、「-」と記載。
 - ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、働く時間数に応じて職員数を換算し算出。
(週23時間15分勤務の場合、 $23時間15分 \div 38時間45分 = 0.6人/月$)
- 〔男女の差異の主な要因について〕
- ・育児休業や部分休業の取得により女性の給与総額が低くなっている一方、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当の額は男性職員が女性職員を上回っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。